

川崎市市制 100 周年記念事業・全国都市緑化かわさきフェア実行委員会会則（案）

第1章 総則

（名称）

第1条 この会は、川崎市市制 100 周年記念事業・全国都市緑化かわさきフェア実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

（所在地）

第2条 実行委員会の事務所は、川崎市川崎区宮本町1番地に置く。

（目的）

第3条 実行委員会は、令和6年に迎える川崎市市制 100 周年の歴史的な節目に、先人の功績や努力に感謝し、川崎市のこれまでのあゆみや歴史・文化を知り、川崎市の発展を支えてきた「多様性」の価値を改めて共有するとともに、この契機を次の 100 年に向けて「あたらしい川崎」を生み出していくスタートラインとすることを目指し、オール川崎市で川崎市市制 100 周年記念事業（以下「記念事業」という。）の積極的かつ円滑な推進を図るため、必要な事業等を行うとともに、川崎市において、第41回全国都市緑化かわさきフェア（以下「フェア」という。）を開催し、都市緑化に関する意識の高揚、知識の普及等を図ることにより、都市緑化を推進し、もって緑豊かな潤いのあるまちづくりに寄与することを目的とする。

（事業）

第4条 実行委員会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

- （1）実行委員会が主体となつて行う記念事業の企画及び実施に関すること。
- （2）フェアの企画、準備、開催及び運営に関すること。
- （3）趣旨に賛同する団体・企業等が主体となつて行う記念事業の承認に関すること。
- （4）記念事業及びフェアの広報、啓発に関すること。
- （5）その他前条の目的を達成するために必要な事業に関すること。

第2章 組織等

（組織）

第5条 実行委員会は、会長、副会長、監事及び委員をもって構成する。

(役員)

第6条 実行委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 9名
- (3) 監事 2名

2 会長は、川崎市長をもって充てる。

3 副会長は、川崎市議会議長、川崎商工会議所会頭、川崎市副市長、川崎市全町内会連合会会長、社会福祉法人川崎市社会福祉協議会会長、川崎市総合文化団体連絡会理事長及び公益財団法人都市緑化機構理事長をもって充てる。

4 監事は、川崎市会計管理者及び公益財団法人都市緑化機構事務局長をもって充てる。

(委員)

第7条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

(1) 次のいずれにも該当する団体・企業等の代表者又は役職者

ア 第3条の目的に賛同していると認められること。

イ 川崎市内に事業所や拠点があること又は川崎市内で活動をしていること。

ウ 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等、若しくは同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものでないこと。

エ 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に規定する行為をしている者でないこと。

オ 法人市民税及び事業所税の滞納がないこと。

カ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業に該当する事業又は類似する事業を行うものでないこと。

キ その他関係法令等に違反する重大な事由がないこと又は社会通念上、委員にふさわしくないと判断される事由がないこと。

(2) 経済・観光団体、造園・緑化団体、花き・園芸団体等の団体の代表者又は役職者

(3) 関係行政機関の代表者又は役職者

(4) その他関係機関、団体の代表者又は役職者及びフェア開催に関係のある者

2 前項各号に掲げる者のうち、機関及び団体・企業等の代表者又は役職者についての委員の委嘱は、その職にあることをもってなされたものとする。

3 委員がその属する機関及び団体・企業等の役職を離れたときには、その後任者が委員を務めるものとする。

(委員の役割)

第8条 委員は、記念事業の期間である令和6年度に自らの所属団体において1以上の記念事業を主催して行い、又は実行委員会が主催する事業等に協力するとともに、記念事業及びフェアの広報並びに啓発に努める。

(役員及び委員の職務)

第9条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名した副会長がその職務を代行する。
- 3 監事は、実行委員会の会計を監査する。
- 4 委員は、この会則に従い議事の審議を行う。

(名誉顧問及び顧問)

第10条 実行委員会に名誉顧問及び顧問（以下「顧問等」という。）を置くことができる。

- 2 顧問等は、会長が委嘱する。
- 3 前項の委嘱は、その職にあることをもってなされたものとする。
- 4 顧問等は、実行委員会の運営に関する重要な事項について意見を述べるができる。

(緑化フェア担当)

第11条 第6条、第7条及び前条に規定する者のうち、国、県又は公益財団法人都市緑化機構等に関係する者については、フェアの専任とする。

(参与)

第12条 実行委員会に参与を置くことができる。

- 2 参与は、会長が委嘱する。
- 3 前項の委嘱は、その職にあることをもってなされたものとする。
- 4 参与は、会長が必要と認める事項について相談に応じる。

(任期)

第13条 役員、委員、顧問等及び参与の任期は、実行委員会の解散の日までとする。ただし、特別な理由があるときは、この限りではない。

(報酬)

第14条 役員、委員、顧問等及び参与の報酬は、無報酬とする。

第3章 総会

(会議)

第15条 実行委員会の会議は、総会とする。

(構成)

第16条 総会は、役員及び委員をもって構成する。

(議決事項)

第17条 総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。

- (1) 事業計画、事業報告並びに予算及び決算に関する事項
- (2) 会則の制定及び改廃に関する事項
- (3) 第21条及び第22条に掲げる幹事会への審議案件等の付託及び委任に関する事項
- (4) その他実行委員会の運営に関する重要な事項

(招集及び開催)

第18条 総会は、会長が招集し、開催する。

(議長)

第19条 総会の議長は、会長又は会長が指名した者が務める。

(運営及び議決)

第20条 総会は、会長、副会長及び委員（以下「委員等」という。）の過半数の出席をもって成立とする。ただし、欠席する委員等からあらかじめ会長あて、その権限を会長に委任する旨の届出があったときは、当該欠席委員等の数を出席委員等の数に加えることができる。

- 2 委員等が出席できないときは、委員等の代理人を総会に出席させることができる。この場合は、当該代理人には、当該委員等と同一の権限を付与するものとする。
- 3 総会の議事は、出席委員等の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長が必要と認める場合は、事前に送付した議案に対し、出席委員等の過半数の同意を示す書面又は電磁的記録による表決によって、総会の議決に代えることができる。
- 5 会長が必要と認める場合は、総会に委員等以外の関係者の出席をもとめ、意見又は

説明を聴くことができる。

第4章 市制100周年幹事会

(市制100周年幹事会)

第21条 第4条に規定する事業のうち、同条第2号を除く企画実施に関する事項について審議、決定等を行うため、実行委員会に市制100周年幹事会(以下「100周年幹事会」という。)を置く。

- 2 100周年幹事会は、審議結果等について、総会に報告を行う。
- 3 100周年幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成する。
- 4 100周年幹事会に幹事長及び副幹事長各1人を置き、会長が指名する。
- 5 幹事は、実行委員会に参画している団体・企業等から会長が委嘱する。
- 6 前条の規定は、100周年幹事会の運営及び議決について準用する。
- 7 幹事長は、特に必要があると認めるときは、部会を設けることができる。
- 8 100周年幹事会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第5章 緑化フェア幹事会

(緑化フェア幹事会)

第22条 第4条に規定する事業のうち、フェアに関する事項について、専門的な観点から審議、助言等を行うため、実行委員会に緑化フェア幹事会を置く。

- 2 緑化フェア幹事会は、審議結果等について、総会に報告を行う。
- 3 緑化フェア幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成する。
- 4 緑化フェア幹事会に幹事長及び副幹事長各1人を置き、会長が指名する。
- 5 幹事は、学識経験者、協働推進、出展展示、行催事、会場運営、広報宣伝、植物調達、交通輸送、飲食・物販、その他フェア開催に必要な各分野に精通した団体、専門家から会長が委嘱する。
- 6 第20条の規定は、緑化フェア幹事会の運営及び議決について準用する。
- 7 緑化フェア幹事会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第23条 会長は、総会を招集するいとまがない場合は、総会の議決事項については、これを専決処分することができる。

- 2 前項の規定により専決処分したときは、会長は、これを次の総会において報告しな

ければならない。

第7章 パートナー制度

(パートナー制度)

第24条 会長は、実行委員会とは別にパートナー制度を設けることができる。

- 2 パートナーとは、第3条の目的に賛同する団体、企業、市民等をいう。
- 3 パートナー制度に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第8章 事務局

(事務局)

第25条 実行委員会の事務を処理するため、総務企画局シティプロモーション推進室内及び建設緑政局緑化フェア推進室内に事務局を置く。

- 2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第9章 財務会計

(経費)

第26条 実行委員会の運営及び事業実施に要する経費は、川崎市の負担金、協賛金及びその他の収入をもって充てる。

- 2 川崎市の負担金の額は、川崎市の予算の範囲内とする。
- 3 実行委員会の会計及び契約に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会計年度)

第27条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日をもって終わる。ただし、実行委員会の設立年度の会計年度は、実行委員会設立の日から始まり、実行委員会設立の日の属する年度の3月31日をもって終わる。

- 2 解散の日の属する会計年度は、解散の日をもって終わる。

(予算)

第28条 会長は、毎会計年度、事業計画及び収支予算書を作成し、総会に提出し、承認を得なければならない。

(決算)

第29条 会長は、毎会計年度、事業報告及び収支決算書を作成し、監事の監査を経て、

総会に提出し、報告をしなければならない。

(資産の管理)

第30条 実行委員会の資産の管理は、会長がこれを行う。

2 実行委員会の資産の管理に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第10章 解散

(残余の財産)

第31条 実行委員会が解散するときに存する残余財産は、総会の議決を経て処理する。

(解散)

第32条 実行委員会は、第4条の目的を達成したときは、総会の議決を経て解散する。

2 前項の規定にかかわらず、実行委員会は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまではなお存続するものとみなす。

第11章 補則

(補則)

第33条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、令和4年9月1日から施行する。

(この会則の失効)

2 この会則は、実行委員会の解散をもって、その効力を失う。